

仮設のトリセツ

Customize Manual of Temporary Housing for Disaster Victims

岩佐明彦 Akihiko Iwasa

応急仮設住宅を住みこなす知恵

東日本大震災では5万3千戸の応急仮設住宅が建設された。仮設住宅はいつどこで起こるかわからない災害で住まいを奪われた方々に提供される応急の住まいであり、迅速かつ効率的に建設することが最優先され、被災地の気候特性やライフスタイルに細やかに配慮した住まいを提供することは難しい。

2004年に新潟県で発生した中越地震では、こうした仮設住宅を少しでも住みやすくするために、居住者によってさまざまな工夫が行われていた。風除室の自作、すき間を生かした収納、結露を防ぐ工夫、防音対策等々、住まい手の立場に立った細やかかつ実践的なアイデアの

数々が現地では誕生していた。当時、私の研究室では中越各所の仮設住宅でオープンカフェと併催したワークショップを開き、こうしたアイデアを中越地域に散らばる仮設住宅団地間で共有することを目指していた。東日本大震災に際してweb公開した「仮設のトリセツ」*1は当時の仮設住宅でお教えいただいたさまざまな「仮設暮らしの知恵」をデータベース化したものである*2。

「原状回復」という幻想

web「仮設のトリセツ」を公開したのは2011年4月末である。研究室総動員でデータを整理し、なんとか2カ月間で公開にたどり着いた。ネット環境が十分に

新潟大学工学部建設学科准教授／1970年生まれ。東京大学工学部建築学科卒業。同大学院博士課程修了。博士(工学)。建築計画。著書に『まちの居場所』『仮設のトリセツ』ほか。日本建築学会教育賞(教育業績、2009)、日本建築学会著作賞(2013)、人間・環境学会賞(2013)ほか

ない被災地に届くように、掲載したデータをダウンロードして冊子化できるようにしたこともあり、被災地への救援物資やボランティアが持参したお土産として現地入りしたものも多いと聞く*2。

「仮設のトリセツ」の初期の反応で大きかったのは、「仮設住宅って手を加えて大丈夫なのですか?」という質問であった。初期の仮設住宅の現場を覆っていたのは「原状回復」という幻想である。仮設住宅は被災者の回復に資するための「道具」であり、一般の住宅とは異なるものである。実際、仮設住宅を規定する災害救助法には「原状回復」の文言はまったく見当たらない。しかし、普段は公営住宅の管理を行っている行政セクションが仮設住宅の管理を行い、次の住み手がいる公営住宅と同様の管理ルールを適用しようとしたことや、国が金を出し県が建設した仮設住宅を「有り難くお借りする」という市町村の意識もあったのかもしれない。入居時に担当者から「釘一本打ってはいけません」と念を押された入居者もいたと聞く。

こうした状況のなかで、仮設のトリセツが重宝されたのは、そこに込められた珠玉のアイデアよりも「こんなに手を加えてもいいんだ」という仮設住宅に手を加える証拠資料としてであり、それがブレイクスルーであったと言える。中越の前例に後押しされるように、「原状回復」幻想は徐々に霧散することとなり、東日本の各地でさまざまな仮設住宅の住みこなしが生まれることになった。



図1 webサイト「仮設のトリセツ」



図2 ダウンロード可能な冊子版「仮設のトリセツ」



図3 住みこなしノウハウをきっかけとした交流



図4 仮設カスタマイズの達人

住みこなしの持つ可能性

「仮設のトリセツ」をご覧になればわかっていただけたと思うが、われわれが「仮設のトリセツ」を通して伝えたかったのは、決して仮設住宅の欠陥批判ではない。住みこなしという環境醸成の仕組みであり、たとえそれが応急の住まいであっても重要であるということである。しかし、当時の報道は「仮設住宅＝欠陥住宅」というフレームアップを好む傾向にあった。マスコミからの取材では、私の意見がそう曲解されることや、仮設住宅に対してネガティブなコメントを求められることが多く、それには閉口した。

応急仮設住宅というスキームは、被災者に雨露をしのぐ住まいを提供するだけでなく、そこでの回復を支援することである。住宅の建設をゴールとするのではなく、そこでの住みこなし支援を含めて「仮設住宅の建設」と定義できないだろうか。

実際、仮設住宅の住みこなしの効能は仮設住宅の欠点克服に留まらない。仮設住宅の住みやすさ改善は居住者全員に共通した話題である。住みこなしノウハウを教え合うことが交流のきっかけになっていた事例があった^{図3}。また、震災で仕事を失いやることもなく意気消沈していた男性が、得意な大工仕事を活かすことで「仮設カスタマイズの達人」として近所から改修の依頼を受けるようになった事例など、コミュニティのなかでの役割を産み、それが生きがい創出につながっていることもある^{図4}。何より自らの居住

環境に積極的に関与していこうとする前向きな気持ちの醸成は、今後の復興において重要な意味を持つであろう。このように仮設住宅の住みこなしは回復に資する多くの可能性を持っている。住みこなしも組み込んだ仮設住宅の供給の仕組みをつくることができれば、より回復に資する場を提供できるのではないかと考える。

東日本大震災の仮設住宅供給では、「同じ仕様の住居を平等に提供する」ことにこだわったことが、建設を遅らせたとも言われている。今後同様に仮設住宅の大量供給が必要な事態が起きた際には、まずは数の充足を優先し、そこから個々の状況に応じてボトムアップしていく整備手法もあるのではないだろうか。仮設住宅の供給とその後のサポートを二段階化すれば、大量供給には対応できないが、地域の暮らしに応じた細やかな配慮が得意な地元工務店などが活躍できる場も広がるだろう。

次なるブレイクスルーに向けて

東日本大震災の仮設居住は現在も進行中であり、そこで今後求められているブレイクスルーは、建設した仮設住宅を「ストックとして復興に生かす知恵と制度」である。仮設住宅の居住期間も3年目に突入し、なかには空き室が見られる仮設住宅団地も増えている。災害救助法により仮設住宅は被災者に供するものと規定されており、空き室の活用は不可とされてきたが、厚生労働省の通達(2013

年8月)により、ボランティアなど被災者の便宜に供する場合に限って弾力的な運用が認められるようになった。しかし、その活用が十分に行われているとは言い難い。管理者に余裕がないことや、「空き室が全員に行き渡らない」といった悪しき平等主義、そして、「前例」がないことがその活用を阻んでいる。また、震災をきっかけに被災地へUターンやIターンを希望する住民の住まいにも利用できないなど、転用にはまだまだ制限が多い。今回の仮設住宅は8割以上が、買い上げ(リースではない)であり、退去後の利用法は自治体に任されているが、償却後の使い途や償却の仕組みも十分に議論されていない。

多くを失った被災地においては、仮設住宅でさえも貴重な空間資源である。仮設住宅は基礎が木杭のため耐久性が低いとされているが、立地環境によっては、まだまだ使用に耐える仮設住宅もある。確かにベストな建物ではないかもしれないが、その特徴を活かし「復興のために使い倒す」したたかな知恵と、それを可能にするブレイクスルーが待たれている。

注
*1 仮設のトリセツ: <http://kasetsukaizou.jimdo.com>